

令和8年度税制改正大綱（法人税）の主な内容

（1）中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

対象となる減価償却資産の取得価額を**40万円未満**（現行：30万円）に引き上げる。

常時使用する従業員の数が400人超の法人は除外する。

年間合計額は300万円のまま。所得税も同様。

特例措置の適用期限は令和11年3月31日まで延長

適用時期は明記されていない

上記に伴い次の税制の取得価額要件が改正となる。

- ・中小企業投資促進税制

「1台または1基の取得価額が30万円以上の工具の取得価額の合計額が120万円以上であること」の要件のうち、30万円以上が40万円以上となる。

- ・中小企業経営強化税制

工具及び器具備品の取得価額要件を30万円以上から40万円以上とする。

（2）賃上げ促進税制の見直し

○全企業向けの措置を廃止する。

○中堅企業向けの措置は一部の見直しを行い、その後廃止する。

- ・ 適用要件 繼続雇用者への給与等支給額が前年比3%以上増加
→ 4%以上
- ・ 税額控除率 繼続雇用者への給与等の増加割合が4%以上の場合は15%を加算
→ 増加割合が5%以上の場合は5%、6%以上の場合は15%を加算

○中堅企業・中小企業向けの教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止する。

（適用時期）

○大企業向け … **令和8年3月31日**をもって廃止

○中堅企業向け … **令和8年4月1日から令和9年3月31日**までに開始する事業年度について
一部の見直しと教育訓練費の上乗せ措置の廃止
令和9年3月31日の到来をもって廃止

○中小企業向け … 明記されていない

(3) 特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

青色申告を提出する法人が、生産等設備（注1）を構成する資産で、特定生産性向上設備等（仮称 注2）に該当するものの取得等をし、事業の用に供した場合には、即時償却か取得価額の7%（建物・建物附属設備及び構築物は4%）の税額控除の選択適用ができる。

ただし、法人税額の20%を上限とし、控除限度超過額は3年間の繰越しができる。

（注1）生産等設備とは、事業の用に直接供される減価償却資産で機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで一定規模以上のもの※をいう。

事務用器具備品、本店、寄宿舎等の建物、福利厚生施設等は対象外

※ 一定の規模以上のものとはそれぞれ次のものをいう。

機械装置	1台1基の取得価額が160万円以上
工具及び器具備品	1台1基の取得価額が120万円以上（それぞれ1台1基の取得価額が40万円以上で一事業年度の取得価額の合計額が120万円以上のものを含む）
建物	一の取得価額が1,000万円以上
建物附属設備・構築物	一の取得価額が120万円以上
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上

（注2）特定生産性向上設備等とは、産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち、投資計画の基準に適合した経済産業大臣の確認を受けたものをいう。

イ 生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者は5億円以上）

ロ 投資利益率が年平均15%以上となることが見込まれるもの ほか

中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）以外の法人の所得の金額が前期の所得金額を超える一定の事業年度で、かつ、次のいずれかに該当しない事業年度は適用できない。

イ 繼続雇用者への給与等の増加割合が1%以上であること

ロ 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること

(4) 研究開発税制の見直し

① 重点産業技術試験研究費の税額控除の創設

青色申告書を提出する法人で産業技術力強化法の重点研究開発開発計画（仮称）につき認定を受けたものは、その適用期間内の日を含む各事業年度において、重点産業技術試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額の40%（特別重点産業技術試験研究費の額は50%）の税額控除ができる。

ただし、法人税額の10%を上限とし控除限度超過額は3年間の繰越しができる。

② 一般試験研究費の税額控除の見直し

イ 令和9年4月1日以後開始する各事業年度の税額控除率を次のとおりに見直し、

その上限を14%（現行*10%）とする。適用期限を3年延長。

・増減試験研究費割合が3%以下の場合

$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 13\text{分の}8.5$

・増減試験研究費割合が3%超15%以下の場合

$8.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 3\%) \times 0.25$

・増減試験研究費割合が15%超の場合

$11.5\% + (\text{増減試験研究費割合} - 15\%) \times 0.375$

ロ 控除上限の変動措置の見直し

③ 中小企業技術基盤強化税制の税額控除の見直し

適用期限を3年延長。

控除限度超過額については3年間の繰越しができる。

④ 特別試験研究費の税額控除の見直し

オープンイノベーション型の大学等要件を簡素化など

⑤ 海外の委託試験研究費の一定の制限

他の者に委託する試験研究（契約または協定により委託する試験研究でその委託に基づき行われる試験研究が国外において行われるものに限る）に係る試験研究費の額については、次の区分に応じた金額とする。

イ 医薬品等に係る試験研究のうちその医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験の委託に係る試験研究費の額 …その試験研究費の額

ロ イ以外の試験研究費の額 …その額の50%相当額

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 …70%相当額

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 …60%相当額